

公契約基本条例に関する事業者アンケート集計結果

令和4年度実施

公契約基本条例に関する事業者アンケート集計結果

令和4年度				令和3年度				回答数 増減 (R4-R3)	回答率 増減 (R4-R3)
種別	送付数	回答数	回答率	種別	送付数	回答数	回答率		
工事請負	12	12	100.0%	工事請負	10	10	100.0%	2	0.0%
業務委託	95	48	50.5%	業務委託	96	48	50.0%	0	0.5%
指定管理協定	9	8	88.9%	指定管理協定	9	9	100.0%	-1	-11.1%
業種不明回答分		0	0.0%	業種不明回答分		0	—	0	—
合計	116	68	58.6%	合計	115	67	58.3%	1	0.4%

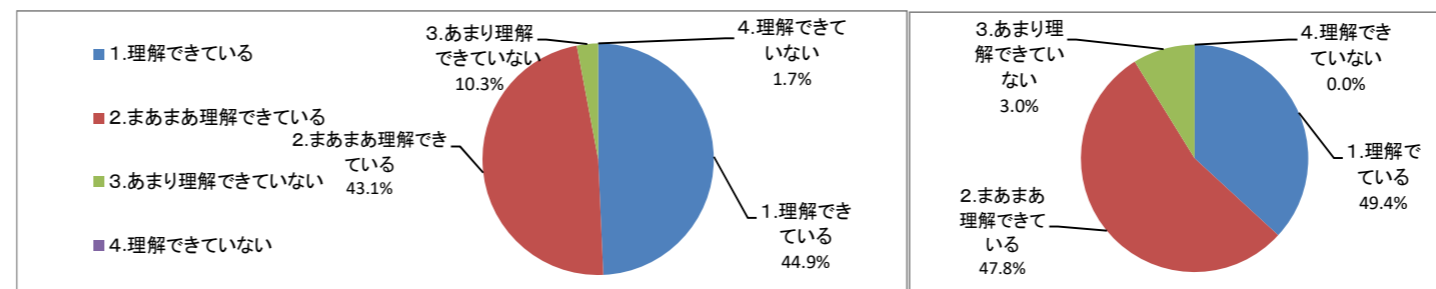
令和4年9月 9日(金) 用紙送付
令和4年9月22日(木) 回答期限

令和3年9月 8日(水) 用紙送付
令和3年9月22日(水) 回答期限

※ あてはまる回答を一つ選んで、回答欄に○をつけてください。
 (一部、記述で回答していただく質問があります。)

Q. I -1 公契約基本条例が施行され6年経過しましたが、条例の制度についてどの程度理解できていますか。

回 答	令和3年度(合計)		令和3年度(業種内訳)				令和4年度(合計)		令和4年度(業種内訳)			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.理解できている	33件	49.4%	4件	23件	6件		25件	36.9%	4件	17件	4件	
2.まあまあ理解できている	32件	47.8%	6件	24件	2件		37件	54.4%	7件	26件	4件	
3.あまり理解できていない	2件	3.0%	0件	1件	1件		6件	8.8%	1件	5件	0件	
4.理解できていない	0件	0.0%	0件	0件	0件		0件	0.0%	0件	0件	0件	



Q. I -2 これまで、草加市では、公契約基本条例の制度について「ポスター」「チラシ」「ホームページ」で周知を行ってきましたが、今後、どのような周知方法が望ましいと思いますか。

《理解できている》

- ・ポスター、チラシの配布 ホームページ(トップ画面に表示)での周知
- ・契約書と併せてポスターやチラシを配布する。

《まあまあ理解できている》

- ・入札前に資料配布する。
- ・市の広報紙に掲載する。
- ・SNSの利用(TikTok,インスタグラム、ツイッターなど)
- ・配布する希望枚数を確認して、無駄をなくしたほうがいいと思います。
- ・わかりやすい漫画や動画での周知。(市役所内での放映)

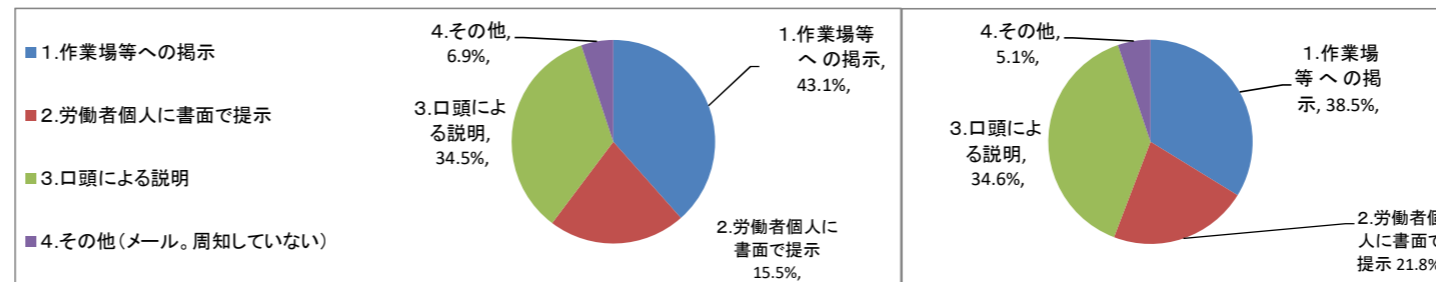
《あまり理解できていない》

- ・メールでのお知らせ

草加市公契約基本条例 事業者向けアンケート質問及び回答

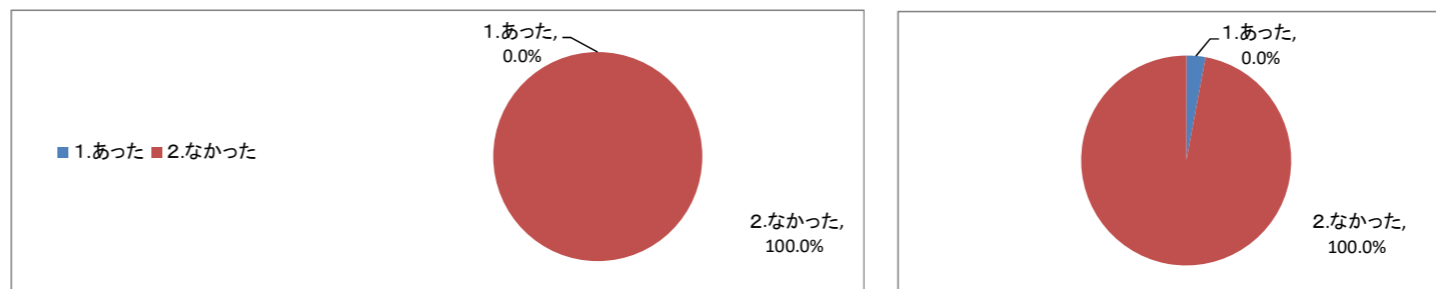
Q. II -1 公契約基本条例の適用案件を受注した事業者は、労働賃金基準額等の事項を当該業務に従事する労働者へ周知することになっていますが、どのような方法で周知しましたか。
(複数回答可)

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.作業場等への掲示	30件	38.5%	8件	16件	6件		26件	33.8%	8件	16件	2件	
2.労働者個人に書面で提示	17件	21.8%	2件	14件	1件		17件	22.1%	2件	10件	5件	
3.口頭による説明	27件	34.6%	4件	22件	1件		30件	39.0%	3件	26件	1件	
4.その他（メール。周知していない）	4件	5.1%	2件	1件	1件		4件	5.2%	2件	2件	0件	



Q. II -2 労働者等から公契約基本条例に関する事で、相談や問い合わせを受けたことはありましたか。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.あった	0件	0.0%	0件	0件	0件	0件	2件	2.9%	1件	0件	1件	
2.なかった	69件	100.0%	10件	48件	9件	2件	66件	97.1%	11件	48件	7件	

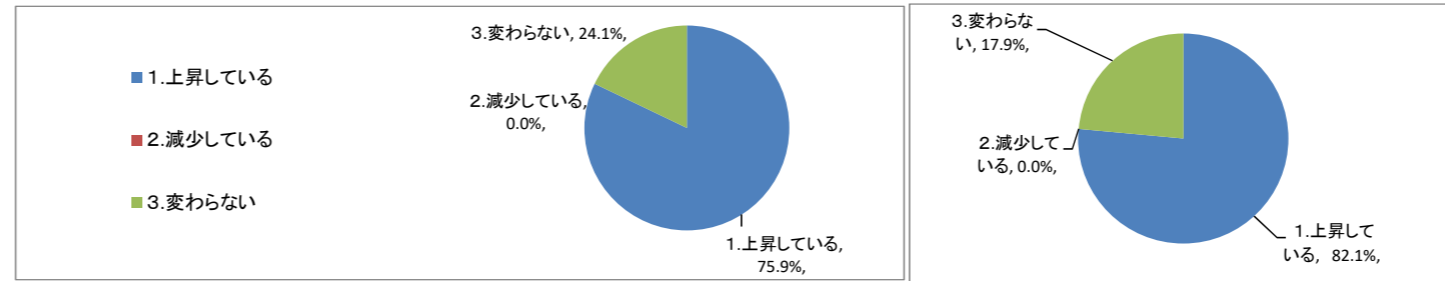


Q. II -3 相談等の内容はどのようなものでしたか。

- ・公契約とはどのようなものか。
- ・減額になる場合はあるのですか。

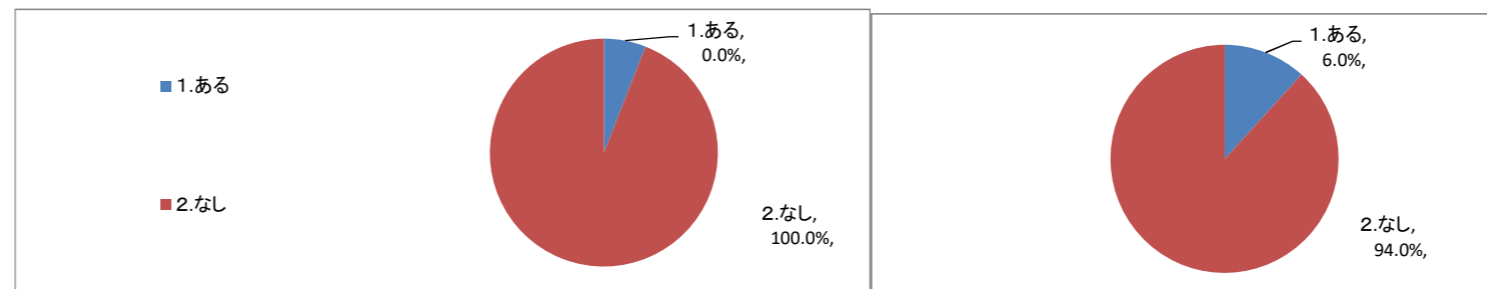
Q.Ⅲ-1 公契約基本条例の適用案件に従事している労働者へ支払う賃金は、前年度と比較して変わりましたか。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.上昇している	55件	82.1%	7件	39件	9件		52件	76.5%	8件	36件	8件	
2.減少している	0件	0.0%	0件	0件	0件		0件	0.0%	0件	0件	0件	
3.変わらない	12件	17.9%	3件	9件	0件		16件	23.5%	4件	12件	0件	



Q.Ⅲ-2 労働賃金基準額の設定金額及び設定の考え方について、ご意見はありますか。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	4件	6.0%	0件	3件	1件		8件	11.8%	1件	3件	4件	
2.なし	63件	94.0%	10件	45件	8件		60件	88.2%	11件	45件	4件	



【参 考】 《令和3年度 労働賃金基準額》

工事又は製造の請負契約 → 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90%
 業務管理・指定管理契約 → 984円（草加市現業職員の初任給及び他自治体の賃金水準等を勘案して得た金額）

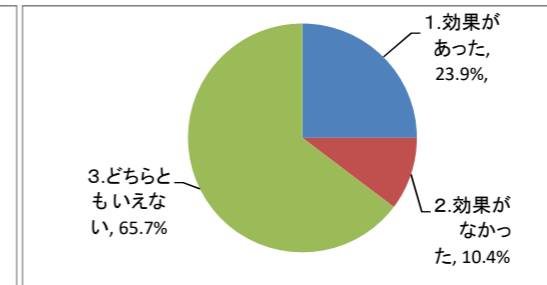
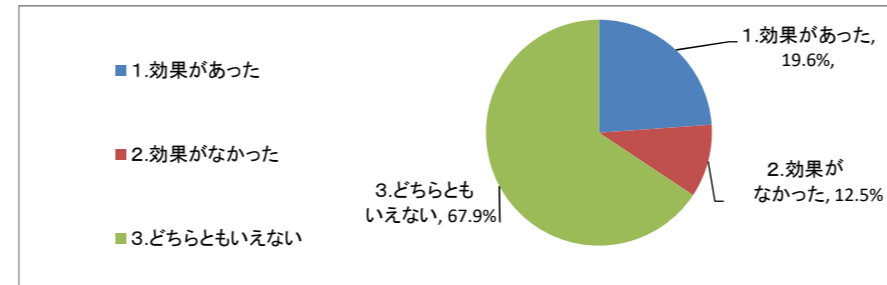
※労働賃金基準額は、適用公契約に従事する労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額で、事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

Q.Ⅲ-3 具体的な内容をご教示ください。

- 草加市は、発注工事予算に下請会社の経費をどのように計算しているか伺いたい。
- 労働賃金、経費ともに上がっているのに発注予算は上がらないのはなぜでしょうか。日本の労働賃金の上昇は大賛成ですが、草加市の予算単価は近隣に比べても安いので是非上げていただきたい。
- 年度途中の改定は避けていただきたい。
- 東京と同じにしてほしい。
- 業務委託・指定管理契約の労務単価が工事又は製造の請負よりも大きく下回る金額はどうか。内容によっては専門性が高い場合がある。
- 最賃とかけ離れた時給（高すぎる下限額）ではない方が会社側としては良い。
- 令和元年度 1,452円 令和2年度 1,554円 令和3年度 1,571円 令和4年度 1,579円
- 時給1,400円/hくらいなので基準額の影響はあまりない。
- 20代と後期高齢者の区別がないのはなぜでしょうか。
- いろいろなものが値上がりする中、両者の負担をどうしていくのか、説明が必要では。

Q.IV-1 事業が公契約基本条例の対象案件となったことで、労働者の適正な労働環境が確保され、労働者の生活の安定につながる成果がありましたか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.効果があった	16件	23.9%	2件	14件	0件		17件	25.0%	1件	12件	4件	
2.効果がなかった	7件	10.4%	1件	5件	1件		7件	10.3%	1件	6件	0件	
3.どちらともいえない	44件	65.7%	7件	29件	8件		44件	64.7%	10件	30件	4件	



Q.IV-2 理由をご教示ください。

(効果があった)

- ・労務環境調査を昨年と今年実施しているので効果があったと考えています。
- ・安定した収入が得られて、安心感につながっている。
- ・会社全体の労働環境に対する意識が高くなりました。
- ・労働環境報告書を提出するにあたって、労働環境について客観的に把握する必要があったため、労働環境について考える良いきっかけとなった。
- ・福利厚生が良くなった。

(効果がなかった)

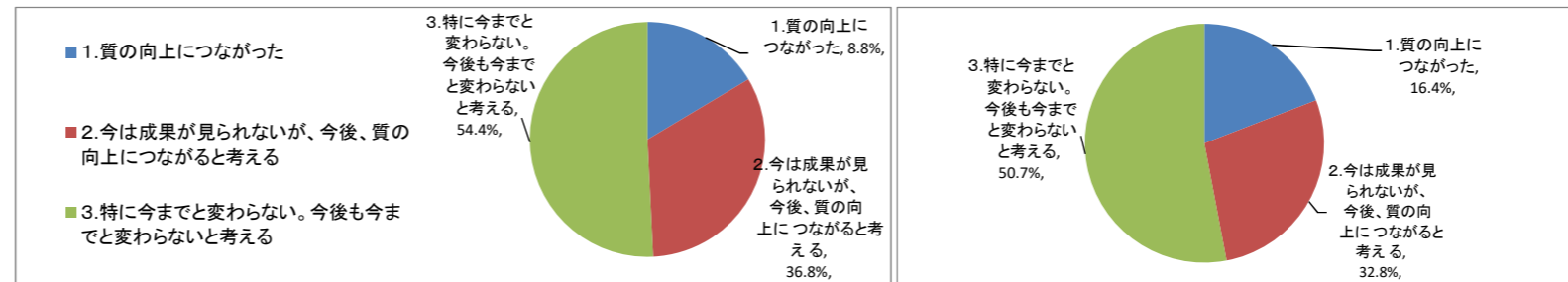
- ・労働賃金が水準以上のため。
- ・労働者にあまり実感がなさそうだったため。

(どちらともいえない)

- ・元々、職人さんの単価が安かったわけではないので、どちらともいえない。
ただ申し上げたいのは、草加市の建築工事予算が低すぎることにそもそもの問題があるということです。
- ・公契約の現場だからといって契約金額が多いわけではない。
- ・所得は増加するので生活の安定には寄与しているが、労働力の確保が容易になった実感はない。
- ・時給が上がることで残業してもらいづらくなった。
- ・物価が上がっているため。
- ・対象外の案件においても、労働環境に差異がないため。
- ・従来より基準を満たしているため、本条例の対象、非対称による影響はない。
- ・専門性が高い職場なので賃金水準が高いから。
- ・以前より労働賃金基準額を大きく上回る賃金を支払っているため。
- ・給与・就業規定により、条例対象前から労働環境及び生活の安定が図られているから。
- ・実感できているとはいえないため。
- ・福祉への、国、自治体の評価が低いので、待遇をよくしたいと思っているが、なかなかできない。

Q.IV-3 事業が公契約基本条例の対象案件となったことで、工事・業務委託の質の向上につながりましたか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.質の向上につながった	11 件	16.4%	2 件	8 件	1 件		13 件	19.1%	1 件	8 件	4 件	
2.今は成果が見られないが、今後、質の向上につながると考える	22 件	32.8%	3 件	16 件	3 件		19 件	27.9%	7 件	11 件	1 件	
3.特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える	34 件	50.7%	5 件	24 件	5 件		36 件	52.9%	4 件	29 件	3 件	



Q.IV-4 理由をご教示ください。

（質の向上につながった）

- ・ 時間内作業の進捗に成果が表れた。
- ・ 収入が安定した。
- ・ 資機材を購入できたため。
- ・ 委託費についても、上昇することに一定の理解を得られ、労働者に還元できるため離職防止等にもつながっていると感じる。
- ・ モラルの向上に役立っている。

（今は成果が見られないが、今後、質の向上につながると考える）

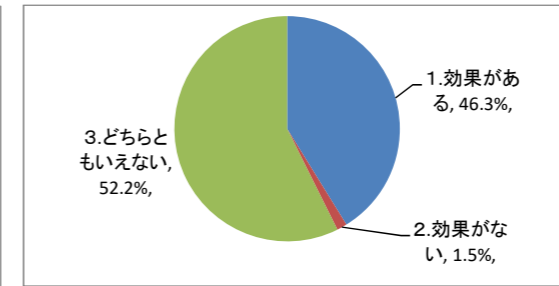
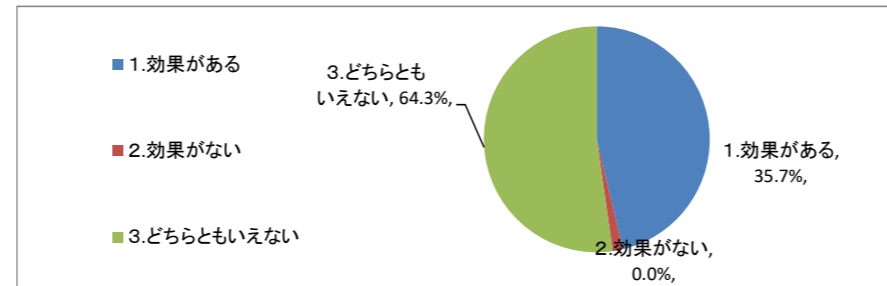
- ・ 質の向上にはつながると思いますが、草加市も近隣、東京23区(足立区)の職方の単価が高いことをよく考えていただきたい。
- ・ 担い手のレベル向上が追いついていない。
- ・ 働く人達のモチベーションにつなげられるよう本基本条例の理解促進に努めていこうと考える。
- ・ 労働環境の把握が、業務委託の質の向上に繋がっているかは現時点では実感がないが継続していくことでその効果が見えるようになるのではないかと考える。
- ・ 賃金の向上は質の向上につながると思う。
- ・ 待遇の向上は、人材の育成、向上心の上昇に少しずつ影響すると思います。

（特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える）

- ・ 工事ごとに品質を下げたり上げたりという工事を行わない。統一した品質の確保に努めている。
- ・ 質の向上につながるほどのゆとりではないから。
- ・ 業務内容が障害者の相談支援なので対象案件の有無にあまり関係のない業務であるため。
- ・ 専門性が高い仕事なので仕事ごとに単純比較できないから。
- ・ 労働者があまり実感していない。
- ・ 入札価格の決定にあたっては、業務委託の質を確保できる最低ラインに留意しているため。
- ・ 東京の方が賃金も高く経験豊富な人は少しでも賃金の高い方に流れてしまうと思う。
- ・ 労働賃金が水準以上のため。
- ・ 請負金額によるのではないかとと思うので。

Q.V-1 公契約基本条例は、地域経済の活性化に効果があると思いますか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.効果がある	31件	46.3%	5件	22件	4件		28件	41.2%	3件	22件	3件	
2.効果がない	1件	1.5%	0件	1件	0件		1件	1.5%	1件	0件	0件	
3.どちらともいえない	35件	52.2%	5件	25件	5件		39件	57.4%	8件	26件	5件	



Q.V-2 理由をご教示ください。

（効果があった）

- 草加市の質、生活レベルが向上することで、より住みやすい町づくりになっていくと思う。
- 極端に低い単価設定はなくなると考える。
- 他所に流出していた分が地域で回せる。
- 賃金の上昇が地域における消費活動を促進すると考えるから。
- 労働賃金基準額以上の賃金が確保され、消費できる金額も増えるから。
- 労働環境を充実させることで、労働者内容の質が向上し地域経済の活性化に効果があると考えます。
- 一般論としては、賃金が高くなれば業務の質は向上すると思うから。
- 働きやすい労働条件になり、活性化につながると感じる。
- 市全体の意識向上につながっていると考える。

（効果がなかった）

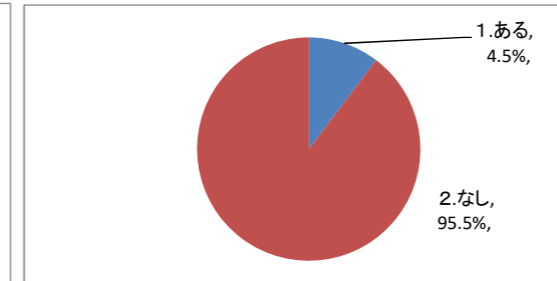
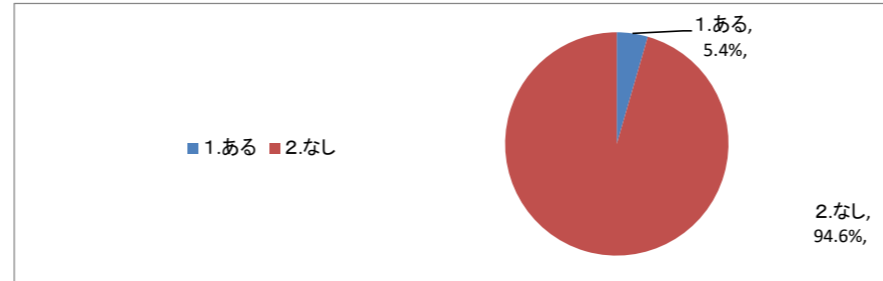
- 給与に反映されないから。

（どちらともいえない）

- 工事単価は変わらないので、活性化のためには工事単価が上がるか生産性の向上につとめ、労働者と会社の双方が潤うようにしないと継続はできず金銭的総額も増えていかない。
- 労働環境と家庭または地域との関係性は薄い。
- 地域経済の活性化につながるほどのものではない。
- 基準額よりも低い賃金で労働者が働いている会社がなくならなければ、この条例の意味がない。
- 報酬下限額が上がると扶養内で働きたい人が労働時間をさらにセーブしなくてはいけなくなっている。ただし扶養内など気にしない方からしたら、より給与が高くなることはプラスと考える。
- 工事や業務委託が地域経済に及ぼす影響は部分的なもので、活性化に効果があるかは何とも言えない。
- 物価等が上がっているから。

Q.VI-1 公契約基本条例の適用案件の業務を行うにあたって、困っていることや不明な点がありますか。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	3件	4.5%	0件	3件	0件		7件	10.3%	3件	4件	0件	
2.なし	64件	95.5%	10件	45件	9件		61件	89.7%	9件	44件	8件	

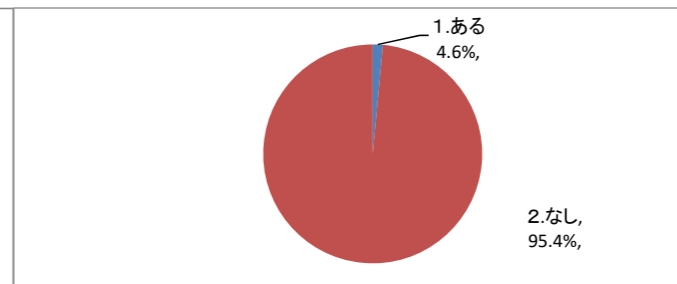


Q.VI-2 具体的な内容をご教示ください。

- 草加市役所全体、特に職員のレベルアップをしなければ、いくら職人さんの単価を上げて町レベルアップにはならないと思う。
- もう少し説明を簡単にしてほしい。
- 福祉従事者の給与等を良くしたい。
- 業務内容が障害者の相談支援であり対応すればそれに対する経費が増える業務であるため、収益が見込めない上、賃金は上がっているのに委託料が上がらない状況では労働者の意欲低下につながってしまう。
- ベテランの方と、新人の方との時給差をつけにくくなっている現状がある。

Q.VII-1 労働環境報告書の提出にあたって、報告書の内容の見直しが必要と考えるところがありますか。

回 答	令和3年度（合計）		令和3年度（業種内訳）				令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	3件	4.6%	2件	1件	0件		1件	1.5%	0件	0件	1件	
2.なし	62件	95.4%	6件	47件	9件		67件	98.5%	12件	48件	7件	



Q.VII-2 具体的な内容をご教示ください。

- 内容は問題ないとは思いますが、提出までの期間（最初の分）が短いです。下請がいると時間がかかるため。
- 東京よりも低いことは承知しているが、急な金額の引き上げは説明してほしい。

Q.VIII-1 公契約基本条例の適用を受ける労働者は、全員で何人になりましたか。

令和3年度

67 社の平均労働者数

うち未記入5件

<table style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貴社の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下請の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 20px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適用を受ける労働者数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">31.7</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">7.7</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">39.5</td> </tr> </table>	貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数	31.7		7.7		39.5
貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数						
31.7		7.7		39.5						

令和4年度

66 社の平均労働者数

うち未記入8件

<table style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貴社の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下請の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 20px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適用を受ける労働者数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">24.4</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">39.6</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">64.0</td> </tr> </table>	貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数	24.4		39.6		64.0
貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数						
24.4		39.6		64.0						

Q.IX-1 公契約基本条例に関して、ご意見やご要望がありましたらご記入ください。

- ・最低制限価格の引き上げ、週休2日現場の工費補正、ICT活用工事の導入、国や県が進めている積算基準を適用していただきたい。労務費の源資が増え、労働環境の改善につながり、生産性の向上や労働負担を減らす方向に建設会社を導き、工事価格でも上積みいただくことは必ず労働環境を良好なものへと導くと考えます。公契約の趣旨には賛同しますが、書類に手がかかり、経費の追加など後押しがなく厳しいです。
- ・紙ではなくオンラインで提出できるようにしてほしいです。
- ・予算計算をすると、従来的人数計算通りできなくなっていることがきつく感じている。
- ・最低賃金の上昇について、中期的な計画があれば示していただけると良いと思う。
- ・市内業者優先発注が徹底されていないと思います。
- ・労働環境の質の向上に必要な企業の収入を増加させることが大切だと考えます。そのためには最低制限価格の導入と、その最低制限価格が賃金等を基準額以上の水準を維持できるよう、適切なものになるようにすることが重要と考えます。
- ・競争入札は、全案件、制限価格を設けていただきたい。